

中部運輸局

平成31年4月12日14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 岡田、大石、金森
TEL 052-952-8038
中部運輸局愛知運輸支局
輸送・監査担当 本田、岡本
TEL 052-351-5313

貸切バス事業者に対する事業停止処分

中部運輸局及び愛知運輸支局が有限会社KRB観光バス本社営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき平成31年4月12日付けで当該事業者に対し事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者及び営業所

事業者名：有限会社 KRB観光バス
住 所：愛知県豊田市花沢町上行田14番地
代 表 者：大河原 勝也
営業所名：本社営業所（愛知県豊田市花沢町上行田13番地）

2 行政処分の内容

26日間の事業停止及び文書警告

今回の行政処分に伴う違反点数付与により、累計違反点数が51点以上となるため、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」（平成28年11月30日付け中運局公示第82号）記I 4.（1）①により、事業の停止処分とする。

3 監査実施の端緒

無車検運行に係る虚偽の報告を行った旨の新聞報道を受け、中部運輸局及び愛知運輸支局が平成31年1月23日及び平成31年1月24日に特別監査を実施した。

4 主な違反内容及び違反条項

違反内容	違反条項
虚偽の報告を行った。	道路運送法第94条第1項
自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第45条 道路運送車両法第58条第1項
運賃・料金の収受が不適切であった。	道路運送法第9条の2第1項
点呼の記録を改ざんしていた。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第24条第5項
乗務等の記録を改ざんしていた。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第25条第2項
乗務等の記録を一部保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第25条第2項
運行記録計による記録を改ざんしていた。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第26条第1項
運行記録計による記録を一部保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第26条第1項
申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類を運送引受書の写しとともに保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第7条の2第3項
運行指示書を一部保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 運輸規則第28条の2第2項
運行管理者に対する権限を付与していなかった。	道路運送法第23条の5第2項

その他の軽微な違反事項を含め、合計で19項目の違反があった。

※「運輸規則」とは「旅客自動車運送事業運輸規則」をいう。

5 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 52点
当該事業者が付された累積違反点数 58点